

2022年 6月 3日

鳥取労働局長  
山本 浩司 様

全国労働組合総連合中国ブロック協議会  
議長 神部 泰  
広島市東区光町 2-9-24-205 広島県労連内  
TEL : 082-262-1550



鳥取県労働組合総連合  
議長 田中 暁  
鳥取市末広温泉町 211 誠ビル 3階  
TEL 0857-21-3171

## 最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請

日頃から労働行政の推進、及び新型コロナウイルス感染拡大防止に尽力されている貴職に対して敬意を表します。

日本の最低賃金は時給で定められ都道府県ごとに4つのランクに分けられています。2021年最低賃金は、最高の東京都が1,041円、最低の高知県と沖縄県は820円と221円もの格差があります。

最低賃金が低い地方では、労働者が都市部へ流出する要因になっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済はますます疲弊します。中小企業では、人手不足、後継者不足で、事業継続が困難になっています。こうした実態を改善するには、格差をなくすように制度を改正することが必要です。

全国労働組合総連合（全労連）と地方組織が、25都道府県4万5千人の参加で行った「最低生計費試算調査」によれば、青年労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上（月150時間）が必要であり、都市部と地方での最低生計費の差はほとんどないことを明らかにしました。

岸田文雄内閣は「できるだけ早期に最低賃金全国加重平均1,000円以上となるよう見直す」と表明していますが、地域間格差への対策は示されていません。私たちは、労働者の所得を底上げし、地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道として、全国一律最低賃金制度の創設と最低賃金「1,500円以上」を求めています。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置の実施が必要です。単価の不要な切り下げなど、大企業の下請いじめを正すなど、公正取引ルールを確立することや、原材料費の高騰が続くなかで諸経費が価格に適正に反映される仕組みなどの整備が求められています。

新型コロナの感染が収束しない中、労働者の暮らしも厳しさを増していますが、中小企業の経営状況も切実です。企業と家計の両方の活力を取り戻して、地域経済の「好循環」を実現し、日本のものづくりやサービス産業を発展させるには、公正な取引ルールの確立や中小企業支援の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最低賃金制度実現への展望、中小企業・小規模事業者支援策の強化、最低賃金の引き上げができる助成の拡充を求めて以下の要請を行います。

## 記

1. すべての働く人に人間らしい生活を保障し、格差を是正するために、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく全国一律最低賃金制を実現すること。
2. 生計費の原則に基づき、最低賃金を 1500 円に引き上げること。
3. 最低賃金の引き上げに対応した中小企業・小規模事業者支援策の拡大、充実を講じ、企業間取引で下請業者いじめをさせない公正取引のルールの確立に向けた指導を徹底するよう、国や県、関係機関に求めていただくこと。
4. 労働局が実施している「業務改善助成金」について、県の活用状況（件数、金額）と政府の予算に対する執行状況を示していただくこと。  
そのうえで、活用が浸透していない状況の原因についてお答えいただくこと。  
業務改善助成金を受ける場合の引上げ前の金額については 9 月 30 日時点金額とし、申請期間については、年内（12 月）か年度内（3 月）までに延長するよう制度変更を行うこと。
5. 地方最低賃金審議会の労働側委員の選任に当たっては公正な任命につとめ、推薦された候補者、選任の方法、基準、結果を一般公開すること。
6. 地方最低賃金審議会開催にあたって以下についての状況を示していただき改善を行うこと。
  - ①傍聴について人数制限を行わないこと。
  - ②異議申し出の場合の意見陳述を受け付けること。

以 上